

介護用品券で購入できる物、購入できない物リスト

令和8年4月1日時点

購入できる物	
おむつ・身体清拭 関連用品	
紙おむつ(リハビリパンツ含む)	
尿とりパット	
おしりふき	
使い捨て体拭きタオル	除菌タイプ(アルコールが含まれるもの)は×
清拭剤	
蓄尿袋	
ドライシャンプー	
使い捨て介護用エプロン	繰り返し使える(耐久性のある)ものは×
使い捨て手袋	
使い捨て防水シート	
褥瘡用テープ(使い捨て)	
口腔ケア関連用品	
口腔ケアティッシュ	
口腔ケアスポンジ	
口腔ジェル	

- ◎ 原則として、肌に触れる物を購入できます
- ◎ 家族だれでも使用できる物、洗濯等により繰り返し使用可能な物は、購入できません
- ◎ 医療用品や食品、他で転用可能な物は購入できません

「介護用」と記入されている商品でも対象外の物があります

購入できない物	
身体清拭に使えない・消臭関連用品	
除菌用品	身体清拭に使えないため
・ 除菌ウェットティッシュ	
・ 除菌スプレー	
・ 消毒液、ジェルなど	
ウェットティッシュ	他で転用可能なため
ポータブルトイレの袋	他で転用可能なため
おむつが臭わない袋	他で転用可能なため
ドライシャンプー以外の一般的なシャンプー等	他で転用可能なため
消臭剤関連 (スプレー・置き型・消臭液など)	介護用品ではないため
入れ歯関連用品	
入れ歯及び入れ歯関連品	介護用品ではないため
医療用品・食品	
絆創膏	医療用品のため
ガーゼ	医療用品のため
シリンジ	医療用品のため
痰吸引機	医療用品のため
吸入器を拭く消毒脱脂綿	医療用品のため
食品全般(とろみ剤含む)	食品のため
その他	
マスク	他で転用可能なため

購入できるかどうか迷う場合は担当までお問い合わせください

塩尻市健康福祉部介護保険課介護相談係
塩尻市大門七番町3番3号
電話：0263-52-0280 (代表)
内線：2133

※本リストは随時内容を変更・更新する場合がございますので、御了承ください。